

令和7年（2025年）9月

平塚市議会定例会議案

議 案 目 次

ページ

認 第 1 号	決算の認定について 〔令和6年度平塚市一般会計・特別会計決算〕	1
認 第 2 号	決算の認定について 〔令和6年度平塚市病院事業決算〕	3
認 第 3 号	決算の認定について 〔令和6年度平塚市下水道事業決算〕	5
報告第 8 号	継続費の精算報告について	7
報告第 9 号	健全化判断比率について	11
報告第10号	公営企業の資金不足比率について	15
報告第11号	専決処分の報告について	19
議案第52号	平塚市旅費支給条例	33
議案第53号	平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正 する条例	45
議案第54号	平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第55号	旭地区第2次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に 関する条例	49
議案第56号	平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例	51
議案第57号	工事請負契約の締結について 〔(仮称)土沢認定こども園新築工事(建築)〕	53

議案第58号	工事請負変更契約の締結について 〔なぎさふれあいセンター改修工事（建築）〕	55
議案第59号	工事請負変更契約の締結について 〔なぎさふれあいセンター改修工事（電気）〕	57
議案第60号	工事請負変更契約の締結について 〔なぎさふれあいセンター改修工事（機械）〕	59
議案第61号	工事請負変更契約の締結について 〔平塚市保健センターGHP空調機修繕〕	61
議案第62号	物品購入契約の締結について	63
議案第63号	特定公園施設等譲渡変更契約の締結について	65
議案第64号	施設整備変更契約の締結について	67
議案第65号	市道路線の認定について	69
議案第66号	利益の処分について	73
議案第67号	令和7年度平塚市一般会計補正予算	別冊
議案第68号	同 水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算	別冊
議案第69号	同 介護保険事業特別会計補正予算	別冊

認第1号

次に掲げる決算については、別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合克宏

令和6年度平塚市一般会計歳入歳出決算

同 競輪事業特別会計歳入歳出決算

同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

同 水産物地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算

同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

認第2号

令和6年度平塚市病院事業決算については、別冊のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合克宏

認第3号

令和6年度平塚市下水道事業決算については、別冊のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

報告第8号

継続費の精算報告について

令和6年度平塚市一般会計決算及び同病院事業決算において、継続費に係る継続年度が終了した事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

令和6年度平塚市一般会計継続費精算報告書

款 項		事 業 名	年度	全 体 計 面			実 績			比 較					
				年 間 額	左 の 財 源 内 訳		支出済額	左 の 財 源 内 訳		年 間 支 出 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
					特定	財 源		特定	財 源		特定	財 源			
													国県支出金	地方債	その他
3	民 生 費	社会福祉費	5	11,520,000	3,512,000	0	8,008,000	0	11,520,300	3,512,000	0	8,008,000	△ 8,008,000		
			6	30,295,000	0	30,295,000	0	30,294,300	0	30,294,300	0	700	0	700	
			計	41,815,000	3,512,000	0	38,303,000	0	41,814,300	8,008,000	700	0	8,008,700	△ 8,008,000	
3	民 生 費	児童福祉費	5	6,200,000	0	6,200,000	0	6,200,300	0	6,200,000	0	0	6,200,000	△ 6,200,000	
			6	16,814,000	0	16,814,000	0	16,813,100	0	16,813,100	900	0	900	0	900
			計	23,014,000	0	23,014,000	0	23,013,100	6,200,000	900	0	6,200,900	△ 6,200,000		
4	衛生 費	保健増進費	5	24,420,000	21,900,000	2,520,000	0	24,420,300	0	2,520,000	0	0	2,520,000	△ 2,520,000	
			6	38,605,000	34,700,000	3,905,000	0	38,605,300	0	3,905,000	400	0	400	0	400
			計	63,025,000	56,600,000	6,425,000	0	63,025,300	0	6,425,000	400	0	400	0	400
10	教 育 費	社会教育費	5	135,300,000	14,411,000	89,700,000	31,189,000	135,300,300	14,411,000	89,700,000	0	0	31,189,000	△ 31,189,000	
			6	412,918,000	22,161,000	369,600,000	21,137,000	412,918,300	22,133,000	369,679,000	0	22,000	78,500,300	△ 78,522,000	
			計	548,218,000	36,572,000	459,300,000	52,326,000	548,218,300	38,550,000	459,679,000	0	22,000	78,500,300	△ 77,333,000	
10	教 育 費	社会教育費	4	5,439,500	0	5,439,500	0	5,439,500	0	5,439,500	0	0	0	0	
			5	4,074,400	3,358,000	0	2,716,400	4,074,400	1,358,000	0	654,500	2,761,900	0	2,061,900	△ 2,061,900
			6	20,350,100	3,652,000	0	16,698,100	20,350,300	3,652,000	0	16,698,000	100	0	100	0
計	29,864,000	5,010,000	0	24,854,000	29,863,300	5,010,000	0	22,782,000	2,761,900	0	2,062,000	△ 2,061,900			

(單位:円)

–10–

健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、別紙のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合 克 宏

別 紙

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率

比 率 区 分	本市の比率	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	1 1.2 5 %
連結実質赤字比率	—	1 6.2 5 %
実質公債費比率	4. 8 %	2 5.0 %
将 来 負 担 比 率	1 9. 2 %	3 5 0.0 %

備 考

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

報告第10号

公営企業の資金不足比率について

公営企業の資金不足比率については、別紙のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

会計の名称	本市の比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	
水産物地方卸売市場事業 特別会計	—	

備 考

資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙1から別紙3までのとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙 1

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月9日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和6年12月10日（火）午前10時56分頃、健康課職員の運転する軽乗用車が、平塚市御殿一丁目4番40号付近の信号機のない交差点に進入した際、優先道路を右側から交差点に進入してきた相手方車両の左側面と、市車両の前面が接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことにも原因があり、本市において相手方の損害のうち、市の過失責任分を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金	205,385円
（内訳）車両全損時価	178,200円
レッカー代	27,185円

3 賠償の相手方

平塚市御殿

4 支払方法

賠償金は、平塚市御殿

及び東京都立川市曙町二丁目8番18号 東京建物ファースト立川ビル11階 東京海上アシスタンス株式会社に支払う。

別 紙 2

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年6月20日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和6年10月19日（土）午後3時30分頃、相手方の運転する車両が、平塚市東八幡四丁目6番地先の市道を走行中、道路鋸に乗り上げ、相手方車両の右前輪、右後輪及び車軸を破損させ、相手方を負傷させたものです。

これは、市道の管理が十分でなかったことにも原因があり、本市において相手方の損害のうち、市の過失責任分を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料等） 800,000円

3 賠償の相手方

群馬県高崎市倉賀野町

4 支払方法

賠償金は、群馬県高崎市倉賀野町 に支払う。